

平成29年10月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月10日(火) 午後2時 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(19名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
7番	坂田 俊博(欠席)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸	14番	白水 隆資(欠席)
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子(欠席)
21番	永利 春雄	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟(欠席)		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

事務局長 津曲 清隆

農地係長 野元 智成

書記 平 隆太

書記 面高 僚太

○会長 総会の開催に当たり一言ごあいさつ申し上げます。10月に入り秋の気配を感じる季節となり、稲の収穫も最盛期を迎え農作業の忙しい中、本総会にご参集いただきましてありがとうございます。

本日は議案4件、報告事項3件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は18名で委員定足数に達しております。なお坂田委員、白水委員、柳委員、久光委員より欠席届が出ています。

よって、平成29年10月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願い致します。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、16番 武下 博俊 委員、17番 藤井 豊志 委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について3件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。番号1と番号2は三沢地内の畑2筆です。経営規模拡大のため贈与されるものです。

(図面で場所の説明)

次に、番号3は光行及び八坂地内の田2筆です。経営規模拡大のため贈与されるものです。

(図面で場所の説明)

譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第1分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は山隈地内の畑1筆の一部です。歩道の新設のために申請があったものです。

(図面で場所等の説明)

当該申請地は、おおむね300m以内に筑後小郡インターチェンジの出入口があるので第3種農地に該当し原則農地転用ができます。また、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われれます。

なお、先月開催しました立石地区会議において慎重審議いただき承認を受けています。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、3件を議題と致します。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、三沢地内の田1筆です。露天資材置場に転用するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、西鉄大保駅から概ね500m以内の区域ですので第2種農地に該当し、また代替地の検討もなされております。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

番号2は、八坂地内の田1筆です。露天残土置場に一時転用するために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地に該当しますが、平成29年12月18日までの一時転用ですので例外規定に当てはまり、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

番号3は、福童地内の田1筆です。一般個人住宅を建築するために申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請地は、西鉄端間駅から概ね300m以内の区域ですので第3種農地に該当し原則農地転用ができます。よって立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われます。

なお、番号1から番号3は先月開催しました地区会議において了承を頂いております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定についてを議題と致します。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは議案書の4ページをお願いします。議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について 説明いたします。

この件につきましては先月末開催しました地区会議に於いて説明を致しておりましたが、再度簡単にご説明いたします。

【議案書及び資料により説明する】

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第4号 下限面積(別段の面積)の設定について 第3分科会に於いて事務局より説明を受け、内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○委員 農業委員会で変更出来るものなのでしょうか。

○事務局 遊休農地が多ければ変更できると思います。

○委員 変えられない事をどうして審議するのでしょうか。

○会長 小さい農家が増えれば変更できる可能性があるでしょう。

○委員 分科会の中で施設とかは30アールでよいのではないかという意見は却下された。新規就農を対象とした下限面積の取り組みではないと感じた。農業振興課もいれて取り組むべきである。

- 会長 50アールは広すぎる。サラリーマンをやめた方から下限面積を下げられないのかと質問を受けた。
- 委員 場を提供するのが必要で、市、農協で取り組んでほしい。
- 会長 新規就農者については、ハードルを下げる必要性を先々は考えないといけないだろう。
- 議長 それでは議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

《賛成多数》 18名中16名 賛成

- 議長 賛成多数でございますので、議案第4号については原案のとおり決定いたします。
- 議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項3件につきまして事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案書の5ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出16件につきまして報告いたします。

番号1から17ページの番号11は借手の変更による解約です。

次に、番号12は、自作するための解約です。

次に、18ページの番号13から19ページの番号16は借手の変更による解約です。

次に、議案書の20ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告をいたします。

番号1は露天駐車場に転用するため、届出が提出されたものです。

次に、番号2と番号3は集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

次に、議案書の21ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告をいたします。

番号1は集合住宅建設のため、届出が提出されたものです。

届出地の表示及び届出人については記載の通りであり説明を割愛させていただきます。以上でございます。

- 議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項3件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

- 議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたします

した。これをもちまして10月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成29年10月10日（火） 午後 2時40分閉会

小郡市農業委員会

署名委員 16番 ⑩

署名委員 17番 ⑩